

令和7年2月21日

令和7年第1回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	1	請願の処理経過及び結果報告の件	4
〃	2	処分報告（令和6年度貝塚市一般会計補正予算（第10号））の件	5
議案	1	手数料条例の一部を改正する条例制定の件	10
〃	2	貝塚市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定の件	10
〃	3	貝塚市幼児教室条例の一部を改正する条例制定の件	11
〃	4	貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件	12
〃	5	債権の放棄について議決を求める件	12
〃	6	市道の路線を認定する件	13
〃	7	令和6年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件	14
〃	8	令和6年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件	21
〃	9	令和6年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件	24
〃	10	令和6年度貝塚市水道事業会計補正予算（第2号）の件	26
〃	11	令和6年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第3号）の件	28
〃	12	令和6年度貝塚市病院事業会計補正予算（第4号）の件	29
〃	13	貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	31
〃	14	貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	32
〃	15	貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例制定の件	32
〃	16	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	34
〃	17	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	35

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	18	貝塚市開発行為等の手続等に関する条例制定の件	36
〃	19	貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件	40
〃	20	貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例制定の件	41
〃	21	貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び 貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例制定の件	42
〃	22	貝塚市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	42
〃	23	貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例制定の件	43
〃	24	令和 7 年度貝塚市一般会計予算の件	別冊
〃	25	令和 7 年度貝塚市国民健康保険事業特別会計予算の件	〃
〃	26	令和 7 年度貝塚市財産区特別会計予算の件	〃
〃	27	令和 7 年度貝塚市介護保険事業特別会計予算の件	〃
〃	28	令和 7 年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計予算の件	〃
〃	29	令和 7 年度貝塚市水道事業会計予算の件	〃
〃	30	令和 7 年度貝塚市下水道事業会計予算の件	〃
〃	31	令和 7 年度貝塚市病院事業会計予算の件	〃

報告第 1 号

請願の処理経過及び結果報告の件

請願の処理経過及び結果報告の件を次のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市議会から送付された請願の処理要領

令和 7 年 2 月 1 日現在

件 名	久保町 J R 阪和線高架下に関する請願
請 願 者 氏 名	貝塚市 [REDACTED]
紹介議員氏名	阪口芳弘 中山敏数 竹下義之 食野雅由 藪内留治 川岸貞利
受 理 年 月 日	平成 2 5 年 6 月 1 7 日
主 管 課	都市整備部道路整備課
処 理 要 領	久保町の J R 阪和線高架下につきましては、現鉄道高架部における道路拡幅が困難なことから、路面標示による現道での歩行空間の確保や運転者に歩行者への注意を促す注意喚起灯の設置を検討しているところであり、地元町会、貝塚警察署及び J R 西日本と設置に向けた調整・協議を進めてまいります。

報告第 2 号

処分報告（令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 10 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 10 号）の件

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0 6 , 6 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 , 0 9 6 , 1 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 1 月 9 日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,492,707	406,609	8,899,316
	2. 国庫補助金	1,947,126	406,609	2,353,735
歳 入 合 計		38,689,568	406,609	39,096,177

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		19,033,813	406,609	19,440,422
	1. 社会福祉費	7,948,874	406,609	8,355,483
歳	出	合	計	
		38,689,568	406,609	39,096,177

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対策給付金事業	406,609

議案第 1 号

手数料条例の一部を改正する条例制定の件

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和18年貝塚市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第49号中「容量10,000リットル未満のタンクに係る」を削り、「6,000円」を「次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 容量10,000リットル以下のタンク 6,000円

イ 容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク 11,000円

ウ 容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク 15,000円

エ 容量2,000,000リットルを超えるタンク 15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額

第2条第1項第50号中「定めるタンクの容量」を「掲げるタンク」に、「当該」を「それぞれ」に、「ところによる。」を「額」に改め、同号ア中「600リットル未満」を「容量600リットル以下のタンク」に改め、同号イ中「600リットル以上」を「容量600リットルを超え」に、「未満」を「以下のタンク」に改め、同号に次のように加える。

ウ 容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク 15,000円

エ 容量20,000リットルを超えるタンク 15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

貝塚市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例

貝塚市立子育て支援センター条例（平成20年貝塚市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「貝塚市名越108番地」を「貝塚市三ツ松2229番地2」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 号

貝塚市幼児教室条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市幼児教室条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月21日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市幼児教室条例の一部を改正する条例

貝塚市幼児教室条例（令和2年貝塚市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「貝塚市名越108番地」を「貝塚市三ツ松2206番地2」に改める。

第4条中「者」の次に「の保護者」を加える。

第7条を第8条とする。

第6条の見出し中「利用者負担額」を「利用者負担額等」に改め、同条中「に規定する利用者負担額」を「の利用者負担額又は同条第3項の給食の提供に要する費用」に改め、同条を第7条とする。

第5条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第6条とする。

3 前条の規定により給食の提供を受け、又は受けようとする者の保護者は、規則で定める額の給食の提供に要する費用を市に納付しなければならない。

第4条の次に次の1条を加える。

（給食）

第5条 市は、幼児教室において児童発達支援を利用する者（認定こども園、幼稚園又は保育所に通う者を除く。）に対し、給食を実施するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 号

貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和 6 年貝塚市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第40条に 1 号を加える改正規定及び第41条に 2 号を加える改正規定中「第34条第 1 項」を「第37条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

債権の放棄について議決を求める件

下記のとおり債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1 放棄する債権の内容

・市営住宅使用料等	186件	1,963,500円
・水道料金	95件	121,549円
・市立貝塚病院診療費個人負担分	9 件	54,990円

2 放 棄 の 理 由 貝塚市債権管理条例第 15 条の規定による。

議案第 6 号

市道の路線を認定する件

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定するものとする。

令和7年2月21日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

路 線 名	起 終 点	重 要 な 経 過 地
麻生中 27 号線	麻生中1055- 1 から 麻生中 1047- 1 まで	麻生中
水間 18 号線	水間420- 5 番地先から 水間 417- 7 番地先まで	水間
沢 43 号線	澤842- 2 番地先から 澤 839- 4 番地先まで	沢

議案第 7 号

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 11 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 8 4 , 8 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 , 9 8 1 , 0 3 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 地方特例交付金		433,672	4,238	437,910
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	4,238	4,238
10. 地方交付税		6,318,764	591,039	6,909,803
	1. 地方交付税	6,318,764	591,039	6,909,803
14. 国庫支出金		8,899,316	151,924	9,051,240
	1. 国庫負担金	6,520,382	66,750	6,587,132
	2. 国庫補助金	2,353,735	85,174	2,438,909
15. 府支出金		3,193,360	2,381	3,195,741
	2. 府補助金	614,625	2,381	617,006
16. 財産収入		37,712	797	38,509
	2. 財産売払収入	400	797	1,197
17. 寄附金		725,246	30,759	756,005
	1. 寄附金	725,246	30,759	756,005
18. 繰入金		2,493,845	2,715	2,496,560
	2. 基金繰入金	2,452,043	2,715	2,454,758
21. 市債		1,388,878	101,000	1,489,878
	1. 市債	1,388,878	101,000	1,489,878
歳 入 合 計		39,096,177	884,853	39,981,030

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,990,583	386,604	5,377,187
	1. 総務管理費	3,700,797	386,604	4,087,401
3. 民生費		19,440,422	237,039	19,677,461
	1. 社会福祉費	8,355,483	52,352	8,407,835
	2. 児童福祉費	7,831,487	95,687	7,927,174
	3. 生活保護費	3,253,452	89,000	3,342,452
4. 衛生費		3,524,744	3,134	3,527,878
	1. 保健衛生費	799,745	0	799,745
	2. 清掃費	1,774,486	△7,883	1,766,603
	3. 病院費	937,422	10,000	947,422
	4. 上水道費	13,091	1,017	14,108
7. 商工費		243,390	33,534	276,924
	1. 商工費	243,390	33,534	276,924
9. 消防費		1,221,102	10,548	1,231,650
	1. 消防費	1,221,102	10,548	1,231,650
10. 教育費		2,960,736	81,985	3,042,721
	2. 小学校費	867,293	76,572	943,865
	3. 中学校費	461,206	4,005	465,211
	4. 幼稚園費	230,006	1,408	231,414
	5. 社会教育費	671,810	0	671,810
	6. 保健体育費	290,506	0	290,506
12. 諸支出金		132,129	132,009	264,138
	1. 公共施設等整備基金	7,783	797	8,580
	2. 減債基金	71	131,212	131,283
歳 出 合 計		39,096,177	884,853	39,981,030

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	三館等合同施設整備事業	2,037
3. 民生費	2. 児童福祉費	すくすく子ども館施設等整備事業	5,754
7. 商工費	1. 商工費	地域ポイントプレミアム事業（臨時）	33,534
9. 消防費	1. 消防費	備蓄物品整備事業	9,445
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理事業（臨時）	71,799
10. 教育費	3. 中学校費	中学校管理事業（臨時）	1,441
10. 教育費	4. 幼稚園費	幼稚園管理事業（臨時）	3,769

款	項	事業名	金額
10. 教育費	5. 社会教育費	山手施設整備事業	3,601

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(変更)

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
官民連携手法を用いた公共施設等の L E D 照 明 調 達 事 業	令和6年度～令和18年度	1,241,537千円	令和6年度～令和18年度	1,433,520千円

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
市 民 文 化 会 館 施 設 整 備 事 業	千円 25,500	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府 その他	年以内 20	年以内 3	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 33,800	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
保 健 福 祉 合 同 庁 舎 整 備 事 業	105,900				20	3				116,900				同左	同左			
学 校 施 設 整 備 事 業	56,600				25	3				104,400				同左	同左			
図 書 館 施 設 整 備 事 業	56,500				20	3				72,600				同左	同左			
公 民 館 施 設 整 備 事 業	16,300				20	3				20,300				同左	同左			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	124,700				20	3				132,700				同左	同左			
幼 稚 園 整 備 事 業										700				25	3			
公 共 施 設 等 除 却 債	21,200				10	0				26,300				同左	同左			
起債合計	1,388,878									1,489,878								

議案第 8 号

令和 6 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の件

令和 6 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 3 , 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 , 5 5 2 , 3 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		1, 932, 383	91, 466	2, 023, 849
	1. 国庫負担金	1, 466, 345	69, 535	1, 535, 880
	2. 国庫補助金	466, 038	21, 931	487, 969
4. 支払基金交付金		2, 147, 088	98, 172	2, 245, 260
	1. 支払基金交付金	2, 147, 088	98, 172	2, 245, 260
5. 府支出金		1, 076, 067	48, 634	1, 124, 701
	1. 府負担金	1, 045, 575	48, 634	1, 094, 209
6. 繰入金		1, 444, 307	125, 328	1, 569, 635
	1. 一般会計繰入金	1, 269, 939	45, 450	1, 315, 389
	2. 基金繰入金	174, 368	79, 878	254, 246
歳 入	合 計	8, 188, 708	363, 600	8, 552, 308

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険給付費		7,709,132	363,600	8,072,732
	1. 介護サービス等諸費	7,187,684	353,600	7,541,284
	2. 介護予防サービス等諸費	175,025	10,000	185,025
歳 出 合 計		8,188,708	363,600	8,552,308

議案第 9 号

令和 6 年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 6 年度貝塚市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算のうち、「第 1 表 歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款・項の区分ごとの金額を補正する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療保険料		1, 150, 221	△6, 006	1, 144, 215
	1. 後期高齢者医療保険料	1, 150, 221	△6, 006	1, 144, 215
3. 繰入金		352, 143	6, 006	358, 149
	1. 一般会計繰入金	352, 143	6, 006	358, 149
歳 入	合 計	1, 504, 908	0	1, 504, 908

議案第 10 号

令和 6 年度貝塚市水道事業会計補正予算（第 2 号）の件

第 1 条 令和 6 年度貝塚市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度貝塚市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（４）主要な建設改良事業

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
整備事業 事業費	706,138 千円	136,917 千円	843,055 千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	2,112,062 千円	1,017 千円	2,113,079 千円
第 2 項 営業外収益	595,008 千円	1,017 千円	596,025 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 757,501 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 826,658 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,287 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 74,734 千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金 695,214 千円」を「及び過年度分損益勘定留保資金 751,924 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	354,099 千円	67,760 千円	421,859 千円
第 1 項 企業債	195,100 千円	45,500 千円	240,600 千円
第 5 項 国庫補助金	0 千円	22,260 千円	22,260 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,111,600 千円	136,917 千円	1,248,517 千円
第 1 項 建設改良費	715,768 千円	136,917 千円	852,685 千円

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目 的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
整備事業	千円 195,100	証書借 入又は 証券発 行	年6.5%以 内（ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率）	40年以内（うち 据置5年以内） 年賦又は半年 賦・元利均等又 は元金均等若し くは満期一括償 還。ただし、財 政の都合により 償還期限及び据 置期間を短縮 し、又は繰上げ 償還若しくは低 利債に借換える ことができる。 借入先に融通条 件があるときは、 これに従うこ とができる。	千円 240,600	同左	同左	同左

第6条 予算第10条の次に、次の1条を加える。

（他会計からの補助金）

第11条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,017千円である。

令和7年2月21日提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 11 号

令和 6 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の件

第 1 条 令和 6 年度貝塚市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度貝塚市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

（廃止）

事 項	期 間	限 度 額
官民連携手法を用いた公共施設等の L E D 照明調達事業	令和 6 年度から令和 18 年度まで	千円 28,083

令和 7 年 2 月 21 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 12 号

令和 6 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 4 号）の件

第 1 条 令和 6 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 376,103 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 317,903 千円」に「及び過年度分損益勘定留保資金 373,565 千円」を「及び過年度分損益勘定留保資金 315,365 千円」に改め資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	935,543 千円	58,200 千円	993,743 千円
第 1 項 企業債	460,200 千円	58,200 千円	518,400 千円

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

（廃止）

事 項	期 間	限 度 額
官民連携手法を用いた公共施設等の L E D 照明調達事業	令和 6 年度から令和 18 年度まで	千円 163,900

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目 的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
医療機器 整備事業	千円 170,600	証書借 入又は 証券発 行	年以内 6.50%	10年以内（うち 据置1年以内） 年賦又は半年 賦・元利均等又 は元金均等償 還。ただし、財 政の都合により 償還期限及び据 置期間を短縮 し、又は繰上げ 償還若しくは低 利債に借換える ことができる。 借入先に融通条 件があるときは これに従うこと ができる。	千円 218,000	同左	同左	同左
施設改良 事業	千円 289,600	証書借 入又は 証券発 行	年以内 6.50%	30年以内（うち 据置5年以内） 年賦又は半年 賦・元利均等又 は元金均等償 還。ただし、財 政の都合により 償還期限及び据 置期間を短縮 し、又は繰上げ 償還若しくは低 利債に借換える ことができる。 借入先に融通条 件があるときは これに従うこと ができる。	千円 300,400	同左	同左	同左
合 計	460,200				518,400			

令和7年2月21日提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 13 号

貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年貝塚市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「養育」とあるのは「第14条の 2 第 1 項」を「養育」とあり、並びに第 2 項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第14条の 2 第 1 項」に改め、「介護」と、」の次に「第 1 項中」を加え、「、「深夜（）」を「「深夜（）」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第14条の 2 第 1 項中「定める者」の次に「（第17条第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条を第19条とし、第16条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年貝塚市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第 3 項中「第61条第32項の規定において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の 2 第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例

第 1 条 貝塚市職員給与条例（昭和23年貝塚市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 の 6 中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第13条の 4 第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第 3 項中「定める勤務」の次に「をした職員」を加える。

第14条ただし書を次のように改める。

ただし、次条第 1 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該扶養手当を減額して支給する者として規則で定める職員（第16条第 1 項において「一部減額職員」という。）及び当該扶養手当を支給しない者として規則で定める職員（以下この項において「一部不支給職員」という。）に対しては、支給せず、次条第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（第 16 条第 1 項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一部不支給職員に対しては、支給しない。

第16条第 1 項を次のように改める。

扶養手当の月額、前条第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき 3,000 円、同条第 2

号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一部減額職員にあつては、3,500円）とする。

第16条第2項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

第18条の前の見出しを削り、第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

第19条の前に見出しとして「（扶養手当の支給）」を付し、同条中「に関しこれを」を「について」に、「扶養手当」を「扶養手当」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 この章に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条の2第2項中「100分の6」を「100分の10」に改める。

第29条の4の2を削る。

第42条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第15項中「次の各号の退職手当ごとに、それぞれ当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第52条の2第2項中「、第20条の3」を削り、同条第3項中「、第27条及び第29条の4」を「及び第27条」に改める。

附則第15条中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第16条中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第16条の2（見出しを含む。）中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

。

第2条 貝塚市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第14条ただし書中「次条第1号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該扶養手当を減額して支給する者として規則で定める職員（第16条第1項において「一部減額職員」という。）及び当該扶養手当を支給しない者として規則で定める職員（以下この項において「一部不支給職員」という。）に対しては、支給せず、次条第3号から第6号まで」を「次条第2号から第5号までに」、「一部不支給職員」を「、当該扶養手当を支給しない者として規則で定める職員」に改める。

第15条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条第1項中「前条第1号に該当する扶養親族については1人につき3,000円、同条第2号」を「前条第1号」に、「11,500円」を「13,000円」に改める。

第21条の2第1項本文中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の第42条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(貝塚市職員給与条例第35条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)であって第1条の規定の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
-

議案第16号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月21日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年貝塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第13条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附則第20条中「、第17条、第18条、第20条の3」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 17 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和61年貝塚市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第10号とし、第 5 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

（5） 潜水作業従事手当

（6） 緊急消防援助隊出動手当

第12条を第14条とする。

第11条中「第 7 条」を「第 9 条」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とし、第 7 条から第 9 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（潜水作業従事手当）

第 7 条 潜水作業従事手当は、消防職員が潜水器具を着用して潜水作業及び訓練に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その業務 1 件につき230円とする。

（緊急消防援助隊出動手当）

第 8 条 緊急消防援助隊出動手当は、消防職員が消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として出動し、同法第44条第 1 項に規定する消防の応援等に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その業務に従事した日 1 日につき2,160円とする。

3 緊急消防援助隊出動手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は、支給しない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

貝塚市開発行為等の手続等に関する条例制定の件

貝塚市開発行為等の手続等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市開発行為等の手続等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の区域内において開発行為等を行う場合における手続、基準その他必要な事項を定めることにより、開発行為等の適正かつ円滑な実施を確保し、もって良好な都市環境の保全及び形成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第 4 条第12項に規定する開発行為（次条第 1 項第 5 号において「開発行為」という。）

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第13号から第15号まで及び第87条に規定する行為（次条第 1 項第 5 号及び第 6 号において「建築行為」という。）

ウ 建築基準法第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定又はその取消しを受けようとする行為

エ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定する行為

(2) 開発者 開発行為等を行う者をいう。

(3) 開発区域 開発行為等を行う区域をいう。

(4) 公共公益施設 法第 4 条第14項に規定する公共施設及び上水道、保育所、教育施設、集会施設、ごみの収集施設その他市民の共同の福祉又は利便のために地域に必要な施設をいう。

(適用の範囲)

第 3 条 この条例の規定は、市の区域内において行われる開発行為等で、次に掲げるものについて適用する。

(1) 法第29条第 1 項の規定による許可を要する行為

(2) 法第42条第 1 項ただし書又は第43条第 1 項の規定による許可を要する行為

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第 1 項の規定による許可を要する行為

(4) 前条第 1 号ウに掲げる行為

(5) 開発区域の面積が300平方メートル以上である開発行為及び建築行為（3戸未満の住宅の建築を目的に行われるものを除く。）

(6) 共同住宅、寄宿舍、寮その他これらに類する用途に供する建築物に係る建築行為

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する開発行為等については、この条例の規定（第 6 条第 3 項を除く。）を適用しない

(1) 国又は地方公共団体が行う開発行為等

(2) 法第29条第1項第4号から第10号までに規定する開発行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める開発行為等

(一の開発行為等とみなす場合)

第4条 一団の土地（一体的な利用がなされていた土地及び同一の者が所有していた土地をいう。

）又は隣接し、若しくは近接する土地において、同時に又は引き続いて行う開発行為等であつて、全体として一体的な土地の利用をし、又は一体的な土地の利用が明らかに見込まれるものについては、一の開発行為等とみなして、この条例の規定を適用する。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、市の区域内において開発行為等が行われる場合には、開発者に対する適切な指導及び調整を行うとともに、この条例の適正かつ円滑な運用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(開発者の責務)

第6条 開発者は、開発行為等を行うときは、この条例に定めるところにより市と協議を行い、当該協議内容を確実に履行するとともに、良好な都市環境の保全及び形成に努めなければならない。

2 開発者は、開発行為等が周辺環境に及ぼす影響に十分配慮し、開発区域周辺の住民等（以下「周辺住民等」という。）との紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合には、誠意をもって解決しなければならない。

3 第3条第2項各号に掲げる開発行為等を行おうとする者は、当該開発行為等の計画の作成及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

(開発行為等の計画に係る基準)

第7条 開発者は、開発行為等の計画を作成するに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該計画の内容が貝塚市総合計画条例（平成26年貝塚市条例第15号）の規定により定める貝塚市総合計画、法第18条の2第1項の規定により定める市の都市計画に関する基本的な方針その他の市が定める計画及び施策に沿ったものとする。

(2) 当該開発行為等における開発区域内において、ゆとりのある居住環境と良好な都市環境を確保すること。

(3) 当該開発行為等における土地利用が周辺環境と調和するものであること。

(4) 当該開発行為等の規模、予定建築物等（当該開発区域内において予定される建築物又は特定工作物をいう。）の用途及び当該開発区域の周辺の状況等を勘案し、公共公益施設を有効かつ適切に配置すること。

2 前項各号に掲げる基準を適用するに当たり必要な技術的細目は、市長が別に定める。

(事前協議)

第8条 開発者は、開発行為等を行おうとするときは、当該開発行為等に関係する法令に基づく許可等の申請等を行う前（申請等を要しない開発行為等にあつては、当該開発行為等に着手する前）に、市長に申し出て、当該開発行為等の計画その他必要な事項について市長と協議しなければならない。

(公共公益施設の整備等)

第9条 開発者は、前条の規定による協議（以下「事前協議」という。）に当たっては、開発行為等に伴い必要となる公共公益施設の設置、整備及びその用地の確保（次項において「公共公益施設の整備等」という。）につき、市長、教育委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長その他関係する機関（以下「市長等」という。）と協議しなければならない。

2 開発者は、事前協議において必要とされた公共公益施設の整備等については、開発者自らの負担と責任において行うものとする。

（事前周知）

第10条 開発者は、第8条の規定による事前協議の申出をした日から工事が完了する日までの期間、開発行為等に関する必要事項を記載した標識を開発区域の見やすい位置に設置しなければならない。

2 開発者は、前項の標識を設置したときは、速やかに周辺住民等に対し、説明会の開催その他適切な方法により、当該開発行為等の内容及び当該開発行為等が及ぼす影響を説明し、理解と協力が得られるように努めなければならない。

（事前協議等の完了の届出等）

第11条 開発者は、事前協議及び前条第2項の規定による周辺住民等への説明が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、当該事前協議が法第29条第1項の規定による許可を要する行為に係るものである場合には、法第32条の規定による協議の申出をもって代えることができる。

3 開発者は、第1項の規定により行った届出の内容を変更しようとするときは、当該変更事項について再度市長等と協議し必要な手続きをしなければならない。ただし、市長等が認める軽微な変更については、この限りでない。

（覚書の交換）

第12条 市長が、前条第1項の規定による届出又は同条第2項の申出を受けた場合において、当該届出又は申出に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地確認等により事前協議の内容が適当と認めるときは、市長及び開発者は、当該事前協議において合意した内容について覚書を交換するものとする。

（開発行為等の廃止）

第13条 開発者は、第8条の規定による事前協議の申出後において、開発行為等を廃止しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 開発者は、前項の規定により開発行為等を廃止する場合は、開発者の責任と負担において、土砂の堆積、崩壊、流出等が発生しないよう十分な対策を行うとともに、工事によって公共公益施設が損なわれたときは、原状に回復しなければならない。

（検査等）

第14条 市長等は、開発行為等の進捗状況に応じ、必要と認めるときは、第3項の規定による検査の前に、当該工事が事前協議の内容及び第7条に規定する基準（以下この条において「事前協議の内容等」という。）に適合しているかどうかについて検査するものとする。

2 開発者は、開発行為等に関する工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があった場合には、市長等は、遅滞なく、当該工事が事前協議の内容等に適合しているかどうかについて検査するものとする。

- 4 前項の規定による検査の結果、当該工事が事前協議の内容等に適合していると認めるときは、市長は、検査済証を開発者に交付するものとする。
- 5 前項の規定による検査済証の交付は、当該検査が法第29条第1項の規定による許可を要する行為に係るものである場合には、法第36条第2項の規定による検査済証の交付をもって代えることができる。
- 6 市長等は、第1項又は第3項の規定による検査の結果、当該工事が事前協議の内容等に適合しないと認めるときは、これらに適合するよう開発者に是正を求めるものとする。
- 7 開発者は、前項の場合には、市長等が指定する期間内に必要な措置をとり、再度検査を受けなければならない。

(開発行為等により設置された公共公益施設の管理及びその用地の帰属)

第15条 開発行為等により設置された公共公益施設は、前条第4項の検査済証を交付した日（法第29条第1項の規定による許可を要する行為により設置された公共公益施設にあつては、法第36条第3項の公告の日）の翌日において、市の管理に属するものとする。

- 2 開発行為等により設置された公共公益施設の用に供する土地は、前条第4項の検査済証を交付した日（法第29条第1項の規定による許可を要する行為により設置された公共公益施設の用に供する土地にあつては、法第36条第3項の規定による公告の日）の翌日において、市に帰属するものとする。

(報告等)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、開発者又はその工事請負人若しくは工事監理者に対し、当該開発行為等に関する事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に開発区域又は建築物内に立ち入らせて調査若しくは検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

- 2 前項の規定により調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、提示しなければならない。

(勧告)

第18条 市長は、この条例の規定に違反した開発者に対し、違反を是正するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令)

第19条 市長は、前条の規定により勧告した開発者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、必要があると認めるときは、当該開発者に対し、相当の期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(公表)

第20条 市長は、開発者が前条の規定による命令に従わないときは、当該開発者の氏名（開発者が法人の場合にあつては、その名称）、勧告及び命令によりとるべきものとされた措置の内容その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該開発者に当該公表の内容及びその理由を通知し、当該開発者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 市長は、開発者が前項の規定により意見を述べたときは、第1項の規定による公表に際し、当

該意見の要旨も併せて公表しなければならない。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例に基づく開発行為等の手続に相当する手続に着手している開発行為等については、この条例の規定は、適用しない。

議案第19号

貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月21日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

貝塚市都市公園条例（平成25年貝塚市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「。以下「」を「。第6号において「」に改め、同条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

第12条第1項第1号中「第10条第1項第1号」を「第10条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 20 号

貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年貝塚市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「上下水道部」の次に「及び貝塚市上下水道事業経営審議会（次条において「審議会」という。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(審議会)

第 4 条の 2 審議会は、管理者の諮問に応じ、上下水道事業の中長期的な経営及び計画に関する事項その他重要事項について調査審議する。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、上下水道事業管理規程で定める。

(貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条例第336号）の一部を次のように改正する。

「
別表第 1 中

スポーツ推進委員	同 8,000円	同
----------	----------	---

 を

「

スポーツ推進委員	同 8,000円	同
貝塚市上下水道事業経営審議会委員	同 8,000円	同

 に改める。
」

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市病院事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市病院事業の設置等に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市病院事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(1) 貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年貝塚市条例第3号）第6
条

(2) 貝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年貝塚市条例第4号）第5条
附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げ
る規定の施行の日から施行する。

議案第 22 号

貝塚市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市下水道条例の一部を改正する条例

貝塚市下水道条例（昭和63年貝塚市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第2号中「専属の」を「営業所
ごとに、」に、「有すること」を「選任していること（大阪府内における他の営業所の責任技術者
を兼任している場合を含む。）」に改める。

第15条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年貝塚市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第20号を第23号とし、第16号から第19号までを 3 号ずつ繰り下げ、第15号を削り、第14号を第16号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

（17） 放射線診断科

（18） 放射線治療科

第 2 条第 2 項中第13号を第15号とし、第 4 号から第12号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（5） 腫瘍内科

第 2 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 循環器内科

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。